

平成21年9月25日

“住宅用の火災警報器設置義務化”

火災の早期発見や逃げ遅れ防止に役立つ住宅用の火災警報器の設置が平成23年6月1日にかけて地域ごとに順次、義務化されています。

新築住宅への設置はすでに平成18年6月1日から消防法により義務付けられていますが、既存住宅に関しては市町村条例により期限が定められています。



死亡率3分の1！

火災による死者の9割は住宅火災による犠牲者で、そのうち7割は「逃げ遅れ」が原因。早く気づけば助かったかもしれない…。

死者の半数以上は65歳以上の高齢者。就寝中の発生が多く、今後の高齢化進展で犠牲者がさらに増える恐れがあり予防策として消防法が改正されました。

お年寄りはもちろん、子供たちの命を守るためにも…。

火災100件当たり機器をつけてなかった住宅の死者は7.7人。それに対して設置住宅は2.4人と死者が3分の1に減ったというデータもあるようです。



小野市の場合

設置期限 : 平成23年6月1日まで

設置義務場所 : すべての寝室
寝室がある階の階段

加西市、加東市も小野市と同じ期限・設置場所です。但し、三木市は台所の設置がプラスされています。

悪徳業者に注意！

消防署員を装った、悪徳訪問業者が増えてきているようです。消防署員は一切の販売活動を行うことはありません。

購入場所 : ホームセンターや家電量販店などで購入できます。

既存住宅には : 電池式なら自分で簡単に取り付けられるようです。

煙式、熱式とありますが、基本的には煙式を選ばれるのが良いようです。

警報音や音声で知らせてくれますが、耳の不自由な人向けには光で知らせる機種もあるようです。

価格 : 売れ筋は1台4千円～5千円

インテルナ ヤマト リニューアルオープンにつき処分セール実施中！

9月29日(火)まで 10:30～19:00 この土・日は見逃せませんよ！

昨日、仕事帰りに立ち寄ってみたのですが、平日の夕方なのに大盛況でした。

処分セールというものの、毎日自社倉庫から商品が運ばれて来るので、いつ行ってもお買い得品が山積み状態です。もちろん価格も申し分なし。毎日周辺のホームセンターなどの価格を調査した上で、どこにも負けない価格で勝負されています。店頭が無い商品でもびっくり価格で取り寄せしていただけるようです。

この土・日に見に行ってみてはいかがでしょうか？ 思わぬ発見があるかも…。

天津甘栗と喫茶 くりやさん

「ぱせり」9月号に初登場の「くりやさん」へ先日行ってきました。こじんまりとしたかわいいログハウスのお店でしたが、びっくりなしにお客さんが来られていました。9月で開店して4周年になるようで固定客がたくさんいらっしゃるんですね。店内でくりやさんサンデーをいただきました。甘いものが食べたくなったらドライブがてら寄ってみてはいかがでしょうか。場所は右記サイトでご確認ください…<http://www.inami.or.jp/co/0711.html>

過去一覽

過去の内容をご覧いただける方は左記のボタンをクリックして下さい。

多鹿会計事務所 所員 平戸

メール

お電話でのお問い合わせは平日午前9時～午後5時まで承っています。

多鹿会計事務所

〒 兵庫県小野市中町